

群馬大学医学部保健学科カリキュラム評価委員会規程

令和 5.11.28 制定

改正 令和 7.4.22

(趣 旨)

第1条 国立大学法人群馬大学評価規則第7条第4項の規定に基づき、群馬大学医学部保健学科カリキュラム評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 保健学科の教育プログラムの評価に関すること。
- (2) その他保健学科の教育プログラムの評価に関する必要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 保健学科長が指名し、保健学科会議の承認を得た者 1人
- (2) 保健学科の各専攻から選出された教授 各1人
- (3) 学外の有識者 若干人
- (4) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 第3条第1号及び第2号の委員の任期は2年、第3条第3号及び第4号の委員の任期は委員長が必要と認めた期間とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専攻部会)

第8条 委員会は、必要に応じてカリキュラム評価専攻部会（以下「専攻部会」という。）を置き、第2条に掲げる審議事項の一部を審議させることができる。

- 2 委員会は、前項により専攻部会で審議された事項について、専攻部会での議決を

もって委員会の議決とすることができる。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会に、具体的な事項を検討させるため、ワーキンググループを置くことができる。

(会議の報告)

第10条 委員長は、会議の審議結果を保健学科会議に報告する。

(事務)

第11条 委員会の事務は、昭和地区事務部学務課において処理する。

規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、保健学科会議の議を経て、保健学科長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和5年11月28日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則

この改正は、令和7年4月22日から施行する。